

行政書士ほっかいどう

1996.1.No.212

〈新春特集号〉

新年あけましておめでとうございます。



北海道行政書士会



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目 次

《新年のあいさつ》			
年頭にあたって	北海道知事	堀 達 也	3
新年のごあいさつ	日本行政書士会連合会会長	住 吉 和 夫	4
新年あいさつ	北海道行政書士会会長	日向寺 正 幸	5
《業務資料》			
倉庫料金届出の公示について	札幌支部	滝 沢 俊 行	6
株式会社を有限会社にする組織変更 平成8年4月から会社がなくなる			
企業存続は大丈夫ですか	北海道行政書士会総務部長	板 垣 俊 夫	8
○平成7年度運輸交通関係業務研修会			
	車庫証明対策委員会副委員長	岡 田 日出夫	18
○軽自動車にも車庫届出が必要となります！			19
○支部紹介／札幌支部（支部長 小野 廣）			20
○四士業会懇親会開催（総務部長 板垣俊夫）			21
○申請取次事前研修会開催			21
《お知らせ》			
札幌総合行政相談への参加について	監察部長	池 田 高 明	22
急告／法人建設業者の最低資本金について（企画部長 酒井 正）			23
競争入札参加資格申請の受け付け			23
建設業許可申請の手引（新規、更新・変更届）の改訂版が発行されました			23
○本会の主要行事／支部のうごき			24
○「年計報告」提出のお願い／ごせい去			24
○投稿募集／表紙のことば／編集後記			25
《日政連北海道支部だより》			
新年ごあいさつ	日政連北海道支部長	日向寺 正 幸	26



年頭にあたって

北海道知事 堀 達也

道民の皆さんに、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年、多くの皆さんのご支援をいただき知事に就任して以来、私は、この北海道を創造力と活力に満ちた地域社会にするため様々な施策に取り組んで参りました。この間、皆さんからいただいたご支援とご協力に心からお礼を申し上げます。

いま世界は大きな転換期を迎え、国内でも地方分権など変革の波が押し寄せています。それに伴い、地域における政策主体としての道庁の在り方が問われ、変革の時代に挑む道職員の気概と能力が求められています。しかし、こうした中で道庁における一連の不正経理などの問題により、道民の皆さんの信頼を著しく損ねる事態となってしまったことは誠に残念であり、大変申し訳なく思っております。いうまでもなく、道政は多くの方々の理解と協力がなければ何ごとにも成し得ませんし、また、北海道の未来は道民の皆さんとの信頼の上に築かれるものであります。今回の事態に対し、私自身を含め道職員一人ひとりが深く自戒し、徹底して意識改革を図り、一つ一つの仕事に真剣に取り組む、新しい道庁として再生していくことが、信頼回復につながる道であると考えております。私としては、今年こそが真の意味での堀道政離陸の年となるよう、道民の皆さんの声を真しに受け止めながら、気持ちも新たに道政の推進に全力を尽くす決意であります。

私たちの住む北海道は、恵まれた自然とゆとりの空間をあわせ持つ未来に開かれた大地です。特に北国の森は、私たちに快適さとゆとりをもたらし、豊かな海の恵みをはぐくんでくれます。私は、地域に住む皆さんのご協力を得ながらミズナラやブナなどの広葉樹を増やし、ふるさとの山に百年前の森を復元したいと考えています。また、そこに住む野生生物の保護や快適な環境の維持などを定める環境基本条例を制定し、環境に関する総合的なマネジメントを行う中で、この北海道に、日本はもとより世界のモデルとなる環境重視型社会を築いていきたいと思っております。

ボーダレス化の進展や社会システムが見直される中で、輸入の自由化や規制緩和、市場の成熟化など、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況乗り越え、本道経済を活性化していくためには、創造性あふれる産業を育てていかなければなりません。世界の最新情報の収集に努めるなどして新たなニーズを的確にとらえ、新しい産業分野の創出、新市場の開拓などに積極的にチャレンジする企業を支援して参りたいと思っております。

また、農産物の輸入自由化や新食糧法の施行、あるいは国連海洋法条約批准の動きなど、一次産業にも変革の波が押し寄せ、本道の農林水産業も厳しい状況が続いています。こうした中、昨年、関係の皆さんの努力により食味に優れたお米「ゆきまる」の発売を開始し、好評を得ております。これまで培った技術力をさらに伸ばし、競争力を高めるとともに担い手の育成にも努めながら、新しい時代に向けて力強く発展する農林水産業を築いて参りたいと思っております。

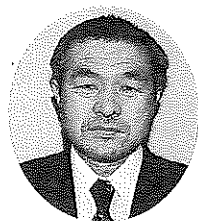
昨年の調査で、本道観光の総消費額は波及効果も含め約1兆6千億円にも上ることが明らかになりました。優れた自然景観や豊かな食材といった魅力に一層磨きをかけるとともに、雪や牛乳の「ホワイト」と緑豊かな自然の「グリーン」をイメージカラーとしてアピールし、東南アジアなど海外からのお客様の誘

致にも積極的に取り組んで参ります。同時に、この世界の成長センターといわれるアジア諸国に目を向け、将来を見据えた経済面での交流にも取り組んで参りたいと思います。

価値観の多様化が進む中で、様々な人々がともに支え合いながら、いきいきと生活できる社会づくりが求められています。医療・保健、福祉の充実に努めるとともに、9月に開催される「ゆうあいピック北海道大会」をぜひ成功させたいと思います。また、戦後半世紀が過ぎましたが、平和な環境づくりや世界各地との交流に道民の皆さんと一緒に取り組み、世界とともに歩む北海道を築いていきたいと思います。

あと5年で21世紀の幕が開きます。これからの5年間は、21世紀に向けての重要な助走の時となります。その大切な一步となる今年、私としては、まず道政改革にしっかりと取り組むとともに、変革の時代をしっかりと見据え、地域を重視する姿勢で、北海道をさらに「魅力あふれる大地」とするために、勇気を持って取り組んで参りたいと思います。

皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が、皆さんにとって、また北海道にとってもより良い年になることを心から願っております。



新年のごあいさつ

日本行政書士会連合会 会長 住 吉 和 夫

平成8年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

日頃より日向寺会長をはじめ北海道行政書士会員の皆様には、日本行政書士連合会の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

私は、これまで全役員と力を合わせ、連合会の発展と全国の行政書士のために最善の努力を払ってまいりました。新年を迎え、一層心を引き締めて日行連と運営と制度の充実に取り組んで参りたいと決意を新たにしております。

さて、国際化、情報化が急速に進み、規制緩和、地方分権が推進される中であって、行政書士を取り巻く環境も行政手続法の施行、許認可の規制緩和、磁気ディスクによる許認可申請手続等、大きく変わろうとしております。

行政手続法の施行は、国民と官公署の間であって許認可申請等行政手続の専門家である行政書士に活躍の場が提供されたものであり、同時に行政書士の存在を社会に大きくアピールするものです。同法の適正運用については、行政書士の果たす役割がますます重要視されてきており、行政書士に寄せる国民の期待にも大きいものがあります。

このような状況下で、行政書士の業務は従来の代書的な意味合いを離れ、企画調査、研究、協議を中心とした内容に移行してきております。幅広い業務をもつ行政書士は、法律の総合コンサルタントとして、国民の要請に応えなければなりません。

わが国には、法律の専門家といわれる集団が数多く存在し、それぞれ機能しております。各士業法は士業保護のために存在するのではなく、国民への便益供与のためにあります。行政と国民の接点にあり、地域社会に貢献しているわれわれ行政書士はこのことに常に思いをいたし、法律家としての自負と自覚を持ち自己研鑽に励まなければなりません。

行政書士が依頼された業務が出来ず、依頼を拒絶することは行政書士の信用を失墜させることのみならず、行政書士の弱体化を露呈することであり、制度の崩壊につながりかねません。会員の一人ひとりの業務に対する研鑽が行政書士制度の発展、確立に結びついているのです。

連合会の役割は、行政書士会及び行政書士会員の指導であり、現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立と全国行政書士会員のニーズに応じられる連合会の運営に向けて引き続き努力をいたす所存です。一層のご理解、御協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の会員のご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、日行連に対する一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、新年のあいさつといたします。



新年あいさつ

北海道行政書士会 会長 日向寺 正 幸

新年あけましておめでとうございます。

平成8年の輝かしい新春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、日頃より本会の運営に暖かいご理解とご協力をいただいておりますことを先ずもって厚く御礼申し上げます。

お蔭様で会務は順調に推移いたしており、役員一同、本年も気持ちを新たに、本会の更なる発展充実のために取り組んで参る所存でありますので、本年も何卒よろしくご協力のほどを御願ひ申し上げる次第であります。

さて、国内の政治、経済は、依然として、低迷を続けており、われわれ行政書士を取り巻く環境も又厳しい状況にあります。法改正問題、職域問題など目下の急務であります。規制緩和、行財政改革、構造改革などの波が押し寄せ、中には行政書士制度そのものの存在を否定するが如き動きすら出てきており、全く気の許せない状況であります。そんな荒波に押し流されては大変です。

いまさら申しあげるまでもなく、われわれ行政書士は、行政書士法の立法精神にみられるように、あくまでも国民の利便のために存在するのであって、①国民の権利擁護、②円滑な行政推進、③行政書士自身の地位確保を図ることを使命とするものであります。昨年は、行政書士法制定45周年の節目を迎え、更なる発展充実を期したわけではありますが、いつも申し上げておりますとおり、自らの襟を正すことが最も大切であると考えます。行政書士法は、誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない(第10条)と定め、社会の模範となるような高潔な人格と専門職能人としての能力を求めています。世上、生涯学習が叫ばれておりますが、行政書士は定年も無く生涯貫ぬくことのできる職業であり、生涯学習は正に行政書士の使命であります。行政書士として業務を続ける以上、たゆまざる努力と業務研鑽が絶対必要であります。昨年は日行連主催の基礎講座や本会の業務研修の講師の任に当り特に感じたことを申し上げ、今年も決意を新たに頑張りたいと思ひます。

年頭にあたり皆様のご健勝ご多幸を心からお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。

倉庫料金属出の公示について

札幌支部 滝 沢 俊 行

平成7年4月14日の倉庫業法施行規則一部改正にともない、平成7年10月18日全国一斉に各地方運輸局長名により新料金が公示されました。

公示の概要は、倉庫業者の創意工夫に基づく多様な料金の設定と機動的な事業展開の推進を図るとともに、事業者の負担を軽減するため、倉庫料金の届け出に当たり添付書類を省略できる場合を明らかにしたものであります。

公示内容のポイントは、公示された料金の範囲内であれば、1. 品目区分を細分化してもよく、2. 地域間格差を設けることができる。この場合、地域、料率の差は事業者の裁量にまかせられる。3. 割増料金又は割引料金を設定するか否かは自由。4. 料金を幅料金で設定しても、確定値で設定してもよいということになりました。

倉庫料金の届出に当たり添付書類を省略することができる場合の公示について

1. 現在の細分化された品目区分を改め、品目を可能な限り統合（普通倉庫の保管料で74品目を25品目に統合。）
2. 品目毎の料金は、従来の幅料金（普通倉庫の保管料で上下5%と地域間格差（上下8%）と地域間格差（上下8%）を含めて、できるだけ幅広いもの（原則として30%程度）に設定。
3. 事業者幅広い選択の範囲を提示。

公示された料金の範囲内であれば、品目をどのように区分するかは事業者の選択。地域間格差を設けるか否か、設ける場合の地域、料金の差をどうするか、料金を確定値にするか、幅料金にするかも同様。

4. 平成6年度倉庫経営実態調査等を踏まえ、その収支状況により、今後改定届出がなされると考えられる倉庫料金は、現行料金水準を次のとおり改定。

普通倉庫	保管料	7.2%
	荷役料	6.4%
冷蔵倉庫	荷役料	6.0%
貯蔵槽倉庫	荷役料	4.5%
鉄鋼専用倉庫	保管料	5.8%

冷蔵倉庫保管料と貯蔵槽倉庫保管料については、収支状況から、改定をせず、現行料金水準をそのまま公示。

5. 事業者が現に届け出ている料金が他の事業者の料金と比較して低く、次の料金改定についても同様としたい者のために、料金を値上げする場合であって、公示された料金の下限を下回るときも添付書類は不要。
6. この公示はあくまでも添付書類を省略できる場合を示すものであって、これ以外の料金の設定、届出を否定するものではない。又、料金改定を求めるものでは決していない。

倉庫業法施行規則

(料金の届出)

第4条 法第6条第1項の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定期日の30日前までに(次項ただし書の場合にあっては、あらかじめ)、次に掲げる次項を記載した料金設定(変更)届出書を運輸大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

(1) 〔略〕

(2) 設定又は変更をしようとする料金の種別、額及び適用方(変更の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)

(3)~(4) 〔略〕

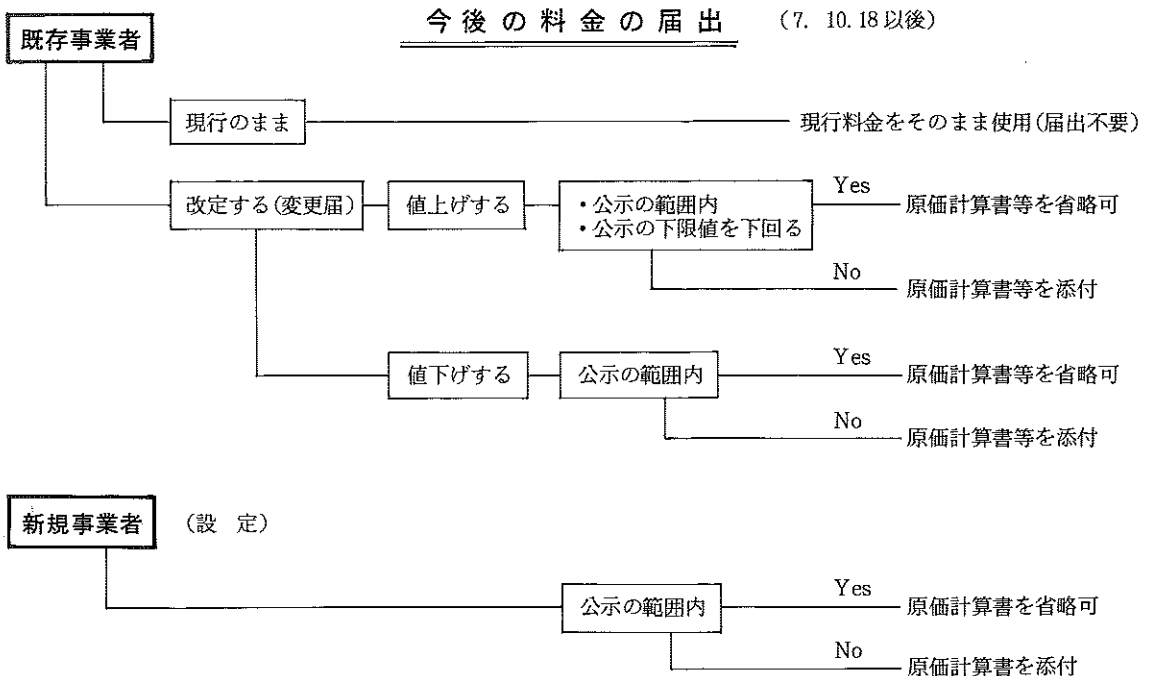
2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項の届出が運輸大臣又は地方運輸局長が当該書類の添付を省略することができる場合として公示したものに該当するときは、この限りでない。

(1) 料金の額の算出の基礎を明らかにした書類

(2) 見積損益計算書(第3号様式)

(3) 変更の場合にあっては、最近の営業年度の損益計算書及び貸借対照表

3 法第3条又は法第13条第1項の許可の申請をしようとする者は、許可の申請に際して当該申請書に第1項第2号に掲げる事項を記載した書類及び前項第1号に掲げる書類を添付することにより、第1項の手続に代えることができる。ただし、前項ただし書の場合にあっては、第1項第2号に掲げる事項を記載した書類を添付することをもって足りる。



株式会社を有限会社にする組織変更

平成8年4月から会社がなくなる

企業存続は大丈夫ですか

北海道行政書士会

総務部長 板垣俊夫

はじめに

平成3年4月1日施行の商法改正により義務付けられた株式会社1,000万円以上、有限会社300万円以上の最低資本金の猶予期間が後僅か残すところ3ヶ月となりました(平成8年3月31日迄)。

平成7年9月27日時点で札幌法務局が札幌市内の株式会社、有限会社約3,100社を無作為に抽出して調べたところ、株式会社では37.3%、有限会社では36.9%が最低資本金未達成という状況であった。札幌市内には、株式、有限会社が計59,099社(平成7年4月1日時点)あり、調査結果を単純に当てはめると、約21,800社が資本金未達成という計算になるとの発表がなされている(平成7年10月7日土曜日・日本経済新聞)。

増資の方法については、筆者が既に当会、会報No.208号(1995年5月)、No.209号(1995年7月)、No.210号(1995年9月)の3回に渡って紙面掲載をして参りましたので、そちらをご覧くださいとして、No.208号11頁に増資フローチャートを掲載してあります。それによりますと、中段程に、平成8年4月1日に法務大臣よりみなし解散公告がなされると、2ヶ月以内に増資の登記か、組織変更の登記をしなければ、職権で会社は解散させられてしまいます。その満了日は平成8年5月31日(金)であり、応答日は平成8年6月1日(土)となります。この間何もしないで手をこまねいていると、解散し清算手続に入って清算終了によって会社はなくなります。

みなし解散会社となった後(平成8年6月2日以降)3年以内に会社継続による増資登記か、組織変更の登記をすれば会社は復活することになりますが、しかし、既にみなし解散をさせられた会社

は会社ではありませんので、一体どうなるかと申しますと、みなし解散会社は商法上解散した会社となりますから、法的取引行為主体とはなりません。従って通常行っている営業取引行為はできませんし、その法的効果も会社には帰属しません。この結果を具体的に述べますと、

- ① 役員である取締役、代表取締役、監査役はその地位を失います。因って代表取締役、取締役等の肩書は使用できません。
- ② 登記してある商号は使用できません。因って商号の法的に認められた占有使用権はなくなります。
- ③ 会社として金融機関に対する融資の申込みは断られることになるでしょう。
- ④ 現在融資を受けている会社は、みなし解散会社となった場合、一括返済の求めに応じなければならなくなるでしょう。
- ⑤ 社会保険の適用や労働保険の適用も会社では存在しなくなります。
- ⑥ 建設業許可を受けている会社は、みなし解散会社であることをもって、廃業の届出をしなければならないでしょう。その結果、経審、指名願いは受けられません。

- ⑦ 風俗営業会社、産業廃棄物会社、貨物自動車運送事業を行っている会社等、許認可、登録等を受けている会社も前述の如くであります。

数例を挙げましたが、これは一部であって、このような状況に落ち入らないよう一刻も早く最低資本金の達成に取り組んでいただきたい。

増資の方法については前述した当会の会報各号を参考にしてください。ここでは株式会社が1,000万円以上の資本に達しない場合、株式会社を有限会社にする組織変更について説明を加えたいと思

います。

1. 「株式会社」から「有限会社」 にする法的要件

(1) 株主総会の決議を要する（有限会社法第64条第1項）。

- ① 株主総会は、定時株主総会、臨時株主総会いずれでもよろしいです。
- ② 総会の決議は特別決議の規定（商法第343条）にかかわらず、総株主の過半数で発行済株式の総数の3分の2以上の多数によります（有限会社法第64条第3項、商法第348条第1項）。
- ③ 株式会社が無議決権の株式を発行している場合は、組織変更の決議につき、この無議決権株主も議決権を行使できます（商法第348条第2項）。

(2) 株式会社で社債を発行している場合は、社債の償還を完了していなければなりません（有限会社法第64条第1項但書）。

- ① 通常大企業であれば社債を発行している場合があるでしょうが、中小企業であれば社債を発行している所は少ないのではないのでしょうか。
- ② 有限会社においては社債は発行できません。

(3) 組織変更後の有限会社の資本の総額は300万円以上であることを要し（有限会社法第9条）、資本の総額は、株式会社に現存する純資産額を超えてはなりません（有限会社法第64条第4項）。

- ① 純資産額とは、貸借対照表の資産の部の合計から、負債の部の合計額を控除した額が資本の部の額になり、この額が会社に存在する純資産額となります。
- ② 純資産額300万円未満の株式会社は300万円以上に増資をしない限り、有限会社に組織変更はできません。
- ③ 組織変更前の株式会社の資本金が300万円であったとしても、100万円の欠損金があれば有限会社に組織変更はできません。

(4) 株式会社から有限会社へ組織変更するに際し、変更する時点で資本の総額が減少する場合は、

債権者保護手続をとらなければなりません（有限会社法第68条、商法第100条）。

① 例えば資本金600万円の株式会社が200万円の欠損金を有している場合は、減資をして有限会社の資本金を400万円以下にしておかなければなりません。なぜなら、組織変更後の有限会社の資本金が、純資産額より不足すると、取締役及び株主は、連帯して会社に対し、その不足分を填補しなければならない義務が発生します（有限会社法第65条）。このような事のないよう組織変更と同時に欠損金の分だけ減資しておくべきでしょう。

② 減資を伴う組織変更は、債権者へ官報において公告し、知れたる債権者には個別の催告をし、期間はそれぞれ1ヶ月以上でなければなりません。

(5) 株式会社を有限会社とした場合、反対株主の株式買取り請求権が発生します（有限会社法第64条の2第1項、商法第245条の2、245条の3）。

株式会社を有限会社とする組織変更の株主総会の決議に先立ち、又は、株主総会において組織変更反対した株主から、株式の買取りを請求された時は、会社はその株式を買取らなければなりません。

① 組織変更反対の株主は、総会議決の日より20日以内に、書面にて額面、無額面の別、種類、数を記載して会社に請求します（商法第245条の3第1項）。

② 買取価格の協議が整ったら、会社は決議の日より90日以内に反対株主に対し支払わなければなりません（商法第245条の3第2項）。

③ 総会議決の日より60日以内に買取価格の協議が整わない時は、株主はその期間の経過後、30日以内に裁判所に対し価格の決定を請求できます（商法第245条の3第3項）。

④ 総会議決後90日間経過後株式の代金が支払われないと、会社は法定利息（商事法定利率年6%）を加算して支払わなければな

りません（商法第245条の3第4項）。

④ 株式の代金の支払いは、株券と引換えによりその効力が生じます（商法第245条の3第5項）。

⑤ この株式買取資金の捻出ができない時は、株式会社から有限会社に対する組織変更はできません。

(6) 株式会社は総会決議の日より2週間以内にその決議の内容を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載してある質権者に通知しなければなりません（有限会社法第64条の3）。

(7) 組織変更により設立される有限会社の社員総数は50人を超えることはできません。但し特別な事情がある場合には、裁判所の認可を得て50人以上とすることができます（有限会社法第8条第1項）。

2. 「株式会社」から「有限会社」にするための必要書類

(1) 株主総会（定時、臨時いずれも可）議事録、議案事項

① 株式会社の組織を変更して有限会社とする件

② 組織変更による有限会社の定款承認の件
組織変更による定款は、公証人の認証は不要です。

③ 組織変更に伴う取締役及び監査役選任の件

④ 有限会社において監査役は常設機関ではないので置かなくてもよろしいです。

⑤ 株式会社にあつて、取締役は3名以上必要でしたが、有限会社においては1名以上選任されていればよろしいです。

(2) 取締役会議事録、議案事項

① 代表取締役選任の件

② 取締役が1名のときは、取締役兼代表取締役となりませんので、代表取締役の名はつけられません。

(3) 有限会社の定款

① 有限会社法第6条に基づいて絶対的記載事項又は必要的記載事項を定めます。

② 出資1口の金額は金50,000円以上でなければなりません。

③ 資本の総額は、300万円以上です。

④ 通常株主総会議事録では定款承認に関する件として記載し、定款は別紙としてしていると思われまふ。この定款は株主総会議事録と一緒に合綴し、全頁に取締役となった人達の割印を押印します。

(4) 株式会社の直近の貸借対照表又は財産目録

① 一般的には貸借対照表が多いものと思われまふ。

② 損益計算書までつけることは要しません。

③ この対借対照表も株主総会議事録と一緒に合綴し、割印を押印します。登記申請書の添付書類欄には株主総会議事録とするだけで貸借対照表は記載しない。

④ 登記上、この貸借対照表又は財産目録が「会社に現存する純資産額を証する書面」となります。

(5) 代表取締役、又は1人取締役の区役所又は市町村発行の印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）1通が必要です。

(6) 登記上、印鑑紙と印鑑届書が必要です。

(7) 登記上、別紙「登記用紙と同一の用紙」が必要です。

① 商号、資本欄 ② 役員欄 ③ 目的欄

一般的には、これだけで組織変更に必要な書類として十分であろうと思ひますが、次のような場合には、各々その書類の作成も必要とします。

(8) 減資の場合の債権者保護手続で作成する書類

① 債権者に対する公告手続は官報で公告する。

② 知れたる債権者に対する個別催告書

③ 異議を述べた債権者に対する弁済又は担保提供

④ 異議を述べた債権者がいない場合は、その旨を記載した上申書又は申述書を作成します。

(9) 社債を株式会社が発行しているのであれば、社債の償還を完了した事書類として、受託会社が、社債権者に代わつて社債の償還金を受領

した旨の受領書等が必要です。

以上であります。組織変更をした場合、手続上有限会社は設立の登記、株式会社は解散の登記を同時に管轄法務局に申請しなければなりません。一見違った組織として見受けられますが、組織変更によって組織が分断されるのではなく、

株式会社が有限会社として継続して法人としての組織を有することになります。従って、組織変更前の株式会社の解散登記、組織変更後の有限会社の設立登記に係わらず、解散、設立はなかったものとして扱われる為、会社の事業年度は組織変更によって別々にされることなく継続することとなります。

〔記載例1〕

臨時株主総会議事録

平成 年 月 日 午前 時 分、当会社本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

発行済株式総数 株

総株主数 名

出席株主数 名

この持株数 株

上記のとおり、株主の出席があったので、代表取締役 ○ ○ ○ ○ は議長席につき、開会を宣言するとともに議案の審議に入った。

第1号議案 株式会社の組織を変更して有限会社とする件

議長は、「最近の営業状況にかんがみ、この際下記の要領により当会社の組織を変更して有限会社とし、新たな機構のもとに事業の発展を期したい。尚、当会社に現存する純資産額は17,444,326円である。」と述べ、その可否を諮ったところ、全員一致をもってこれを承認可決した。

1. 商 号 △ △ △ △ 有限会社

2. 資本の総額 金 円

3. 出資1口の金額 金 円

記載例4 貸借対照表資本の部合計金額です。

300万円以上であることを要する。

5万円以上であることを要する。

第2号議案 組織変更による有限会社の定款承認の件

議長は、組織変更のため作成した別紙 △ △ △ △ 有限会社の定款案につき、逐条的に説明し、その承認を求めたところ、全員異議なく可決確定した。

第3号議案 組織変更に伴う取締役及び監査役選任の件

議長は、組織変更に伴い、改めて組織変更後の有限会社の取締役及び監査役を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議長に一任する旨の発言があったので、議長は下記の者を指名し、その賛否を問うたところ、全員一致をもってこれを承認可決した。尚、被選任者等は、いずれも即時にその就任を承諾した。

記

取 締 役	○	○	○	○
取 締 役	○	○	○	○
取 締 役	○	○	○	○
監 査 役	○	○	○	○

以上をもって本日の議事を終了したので、午前 時 分閉会を宣するとともに、以上の議事を明確にするため議長及び出席取締役は、次に記名押印する。

平成 年 月 日

△ △ △ △ 株式会社 臨時株主総会議事録

議長取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〔記載例 2〕

取締役会議事録

平成 年 月 日 午前 時 分 当会社本店会議室において開催された △ △ △ △ 有限会社の組織変更に関する株主総会において選任された取締役は、株主総会終了後、同所において取締役 名中 名の出席を得て取締役会を開催し、下記議案につき可決確定のうえ、午前 時 分 散会した。

第 1 号議案 代表取締役選任の件

取締役 ○ ○ ○ ○ は選ばれて議長となり、組織変更後の有限会社の代表取締役を選任したい旨を述べ、慎重協議の結果、全員一致をもって次のとおり選任した。尚、被選任者は即時にその就任を承諾した。

住 所 × × × × × × ×

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ○

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役がこれに記名押印する。

平成 年 月 日

組織変更手続中の × × × × 有限会社取締役会

議長取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

出席取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〔記載例3〕 有限会社の定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は
と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を
に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金

円とする。

300万円以上でなければならない。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当社の資本は、これを
とする。

口に分ち、出資1口の金額は、金

円

5万円以上であること。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当社は、毎年 月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議 事 録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(員 数)

第13条 当会社には、取締役 名及び監査役 名を置く。

取締役は1名以上50名まで

(資 格)

第14条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

置かない場合は削除

監査役は必ずしも置く必要はない。置かない場合は削除して下さい。

(代表取締役及び社長)

取締役が1人しか置かれていない場合、
(会社を代表すべき取締役)
第15条 当会社の取締役は、社長とする。
② 社長は、会社を代表する。

第15条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

置かない場合は削除

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年 月 日から
月 日までの とする。

(配 当 金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附 則

第19条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

この定款は、△ △ △ △ 株式会社の組織を変更して、有限会社とするについて作成した
ものであって、組織変更の効力が生じた時から施行するものとする。

〔記載例4〕

貸借対照表

平成7年3月31日現在

△ △ △ △ △ 株式会社

単位 円

資 産 の 部		
【流動資産】		
現金及び預金	19,614,358	
売掛金	6,684,347	
原材料	3,297,547	
前払費用	690,762	
流動資産合計		30,287,014
【固定資産】		
(有形固定資産)		
建物	184,545	
機械装置	3,106,059	
車両運搬具	5,006,840	
工具器具備品	247,654	
有形固定資産合計	8,545,098	
(投資等)		
出資金	477,200	
投資等合計	477,200	
固定資産合計		9,022,298
【繰延資産】		
権利加入権	850,950	
ソフトウェア費	430,834	
繰延資産合計		1,281,784
資産の部合計		40,591,096
負 債 の 部		
【流動負債】		
買掛金	1,630,368	
短期借入金	11,069,000	
未払金	2,509,258	
未払費用	6,547,749	
預り金	297,695	
法人税等充等金	556,100	
未払消費税	536,600	
流動負債合計		23,146,770
負債の部合計		23,146,770
資 本 の 部		
【資本金】		
		6,000,000
【剰余金】		
当期末処分利益	11,444,326	
(うち当期利益)	(1,979,075)	
剰余金合計		11,444,326
資本の部合計		17,444,326
負債及び資本の部合計		40,591,096

平成7年度運輸交通関係業務研修会報告

車庫証明対策委員会 岡田日出夫
副委員長

標記研修会は昨年度まで、伝達講習を目的とした代表者研修会を行ってきましたが、本年よりは希望会員を対象とした希望者研修会として、去る11月7日・8日、行政書士会館講堂に於いて実施されました。

本年度の講義内容及び講師は次の通りでした。

1. 自動車の保管場所の確保に関する法律等の一部改正について（軽自動車の車庫届出関係）

警察庁交通局都市交通対策課

課長補佐 小菅孝嗣氏

2. 貨物運送取扱事業法について

運輸省運輸政策局複合貨物流通課

事務官 澤井俊氏

3. 自動車とPL法について

運輸省自動車交通局技術安全部審査課

係長 斧田孝夫氏

日行連会長等の開講の挨拶に続いて、第一講の講義が開始されました。

第一講 自動車の保管場所の確保に関する法律等の一部改正について（軽自動車の車庫届出関係）

軽自動車の車庫届出については現在、東京・大阪のみ適用となっておりますが、平成8年1月1日より30万人以上の都市（本道においては、札幌・旭川・函館）が対象地域となり、また、平成11年には20万人以上の都市、更には平成13年には10万人以上の都市が対象地域となる事になっております。

東京・大阪に於ける届出の状況については、車庫証明を必要とする普通自動車に比べ、実際に車庫を保有している割合がかなり低いとの報告もあり、未届や虚偽の届出に対する罰則はあるものの実際の運用については多少の問題を含んでいるよ

うであります。

前回車庫法改正により登場したステッカー制度も相当期間が経過し、ステッカーによる取締り等が実施されるのもそろそろと思われます。

尚、今回の改正は法の一部改正であり、それ程目新しい事ではないのですが、適用地域拡大に該当する都市については、制度の新設に等しいものであります。

余談ではありますが、該当地域については本会でも道警本部による講習会等も予定しており、細かく情報提供をしていこうと考えております。

第二講 貨物運送取扱事業法について

貨物運送取扱事業とは、そもそも自らは輸送手段を持たず、他人の輸送手段を用いて輸送を行う運送事業であるという定義から講義が始まりました。

貨物運送事業には、許可を必要として荷主に対して運送責任を負って輸送を行う「利用運送事業」と、登録により行える運送責任を負う事なくノウハウを生かして荷主を適確な実運送事業者に取り次ぐ「運送取次事業」に大別できるということ、また、貨物運送取扱事業が法律上、一つの事業として位置づけられた理由は、ドアからドアへという複合一貫輸送といった高度な運送サービスを提供する運送業者を法律上一つの事業形態として位置づける為であるという事でした。

現在、航空機・船舶・鉄道を利用し、またトラック輸送との併用さらに集配業務と、様々な態様について、その許可等のポイントにつき説明がなされましたが、紙面の都合上省略させていただきます。

尚、40ページ程にもなる資料がありますので参考になさる方は、本会車庫対まで御一報下さい。

第三講 自動車とPL法について

PL法の法概念の講義を受け、講師の専門であるところのリコール制度について詳しい講義がなされました。

このテーマについては、紙面の都合上、また別の機会に詳しい報告をさせていただければ幸いです。

以上、大変に大まかではありますが、研修の御報告とさせていただきます。

お知らせ

【監察部】

12月8日開催の「全道車庫証明研修会」で取り上げられた軽自動車の保管場所標章の交付については、席上、交付日を明示しておりませんでした。申請日の翌日15時以降の交付となる旨、北海道警察本部から連絡がありましたのでお知らせいたします。

軽自動車にも車庫届出が必要となります！

車庫届出手続きは行政書士がお手伝いします！

《自動車の保管場所の確保等に関する法律》
届出義務を怠ると十万円以下の罰金に処せられます。(同法第17条3項1号)

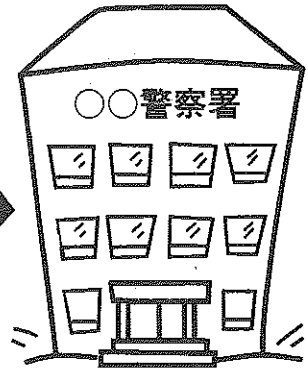


道内の市のうち該当地域は札幌市、函館市、旭川市の3市です。

軽自動車を購入した時。
既に届出をしている軽自動車の車庫を変更した時。 など

保管場所の届出が必要

- 自動車保管場所届出書
- 保管場所標章交付申請書
- 保管場所所在図、配置図
- 自認書又は
駐車場賃貸借契約書(写) 等



行政書士○○事務所

官公署への書類作成・提出は最寄りの行政書士にお任せください！
行政書士は行政に関する国民の手続きを代行します。

札幌支部

北海道行政書士会札幌支部

〒060 札幌市中央区北1条西8丁目

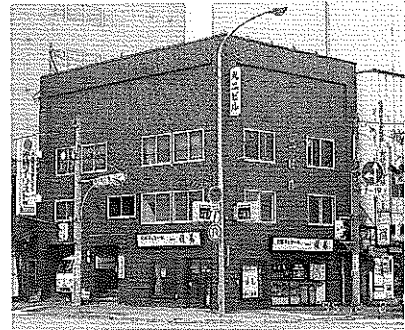
丸二ビル2F

TEL (271) 0 7 7 3

FAX (271) 6 1 2 6



支部長 小野 廣



わが札幌支部は、北の都札幌市の中心に横たわる大通公園の近くにあり、目の前にはSTV、その横には札幌市立病院がありました。現在桑園に移転し近代的設備に生まれ変わり市民の健康維持に期待が高まっています。さらに、大通公園においては春夏秋冬さまざまなイベントが催され、また豊かな緑のもと多くの市民の憩いの場となっております。特に毎年2月に行なわれる「雪まつり」は、今や単に札幌のイベントというよりも日本の冬の大イベントとして世界で紹介され、国内外から数多くの観光客が札幌に集まり、まさに国際都市札幌の面目躍如といったところでしょうか。

さて、札幌支部は現在596人も会員を擁し、道内のみならず全国有数の支部としてその輝く業跡とともに、今後の活動に対し熱い期待を寄せられているところです。わが支部は役員一同固い結束と高き志のもと会務に精励しております。

札幌支部会員の主要な業務は150万都市という性格上さまざまであり、建設業務、運輸、車庫証明業務を中心に、最近では入管業務や風俗営業関連業務などどんどん広まっております。特に会社法改正に伴う増資関係の業務については力を入れております。今後札幌市の人口増加や産業の発展に伴います業務範囲も拡大していくものと思われ、我々行政書士に対する社会的ニーズも増加傾向にあり、その資質の向上のために札幌支部の果たす役割も重要性を増していくことでしょう。今後研修会等の開催を充実させ、札幌支部会員のみなならず全道の会員の発展のためにもその力を発

揮していくつもりであります。

全道の会員の皆様、札幌においでの際にはぜひ支部の方にも足をお運び下さい。美人の事務局員が笑顔と熱いお茶でお待ちしております。

役員名簿

(役職名)	(氏名)	(区名)
支部長	小野 廣	(豊平区)
副支部長・総務部長	板垣 俊夫	(白石区)
副支部長・経理部長	深貝 亨	(東区)
業務部長	所村 武彦	(白石区)
建設労務部長	嶺田 省吾	(西区)
綱紀監察部長	櫻庭 和夫	(豊平区)
運輸交通部長	西澤 建夫	(北区)
業務部理事	中井 敏明	(中央区)
経理部理事	望月 恵美子	(北区)
綱紀監察部理事	松山 昌司	(北区)
総務部理事	成田 義晃	(西区)
建設労務部理事	村田 菊男	(中央区)
運輸交通部理事	荒木 徹	(豊平区)
理事	葛西 彰	(東区)
"	山本 公明	(中央区)
"	渋田 勲	(中央区)
"	岡田 日出夫	(白石区)
"	小林 正人	(中央区)
"	稲葉 義親	(豊平区)
"	武田 弘子	(白石区)
"	芳賀 啓寿	(西区)
"	斉藤 知之	(北区)
監事	米田 俱實	(中央区)
"	鳥井 茂	(厚別区)

四士業会懇親会開催

総務部長 板垣俊夫

今年で9回目となる四士業会懇親会（北海道行政書士会、北海道社会保険労務士会、札幌司法書士会、北海道税理士会）が平成7年11月10日（金）午後6時からすみれホテルに於いて行われた。

この四士業懇親会は持ち回りで担当を受け持ち、今回担当当番は北海道税理士会が行った。北海道税理士会業務対策部長庵原宏章氏の司会により進行がなされた。始まる前に個々において、個人の挨拶と名刺交換を行いました。その上で、改めて庵原氏の司会で自己紹介が行われた。続いて、北海道税理士会副会長山口勉氏より「お互い士業間で領域問題があるが、情報交換をして、四士業間の親睦を深め合って行きたい。」旨の挨拶があった。その後、自由討論形式で、ザックパランなお話しをして行きたいということで、自由闊達な

話し合いがなされた。最後に司会者より、次回担当当番は北海道行政書士会ということで、当会の佐藤副会長が指名を受け、締めの挨拶をして、四士業会懇親会は終了した。

【四士業会出席者】

・北海道行政書士会

副会長	佐藤良雄
総務部長	板垣俊夫
監察部長	池田高明

・北海道社会保険労務士会

総務部長	五十嵐政三
広報企画部長	久間義彦
監察部長	島津徳厚

・札幌司法書士会

副会長	堂前元良
理事	渡辺敏行
理事	村瀬寛

・北海道税理士会

副会長	山口勉
業務対策部長	庵原宏章
綱紀監察副部長	前田喜秀

申請取次事前研修会開催

一 札幌入国事務手続研究会 一

11月18日土曜日、会員の研究団体である札幌出入国事務手続研究会は、入国管理局に提出する在留手続きに関する行政書士申請取次者承認のための効果測定受講準備の事前研修会を実施しました。

これは、財団法人入管協会が12月13日に大阪市で開催する「行政書士研修会Aコース」に合わせて実施したもので、当日は全道各支部から受講対象者を中心に16名の本会会員が参加をしました。

最近の効果測定傾向としては、実務経験を必要とする設問も出され、基本書と条文だけでは回答することが難しくなってきました。また合格率についても、9月に東京会場で行われた効果測定の結果によると約130名の受講者の内合格者は36名ということで、合格率が27%という厳しい結果が出ています。研修会当日何の予備知識もなく

受講しても合格が難しくなっていることから、この度同研究会が事前に参加者を対象とした直前合格研修会を開催したものです。

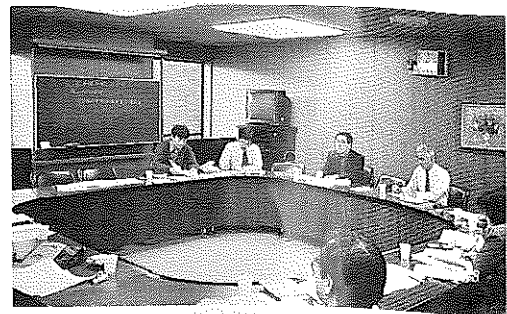
財団法人入管協会では本年度も数回Aコース研修会を開く見通しなので、同研究会でもこれに合わせた事前講習会を開催するとのことでした。

詳しい内容は札幌出入国事務手続研究会までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

同会事務局……滝沢事務所

TEL 札幌(011)261-2465迄



研修会風景

札幌総合行政相談への参加について

監察部長 池田高明

北海道管区行政監察局・行政相談コーナーが、五番館西武に置かれておりますが、この度月1回行政書士会も参加することになりました。行政監察局、関係行政機関、諸団体及び行政相談委員による国民の為の相談コーナーで、通年で毎日開かれております。行政監察局との協議の結果、平成8年1月より急拠参加することとなったため、とりあえず在札の理事3名が担当し、以下のテーマでスタートすることとしました。

今後はテーマを検討し、各分野の専門者に委嘱して充実を図っていきたいと思います。

記

1. 日 時 通年、行政書士会は月1回
開催予定 1月18日(木) 10～16時
2月8日(木) 10～16時
3月19日(火) 10～16時
2. 場 所 札幌市中央区北4条西3丁目
五番館西武B館7階セゾンスクエア
行政相談コーナー(電話 011-251-0111 内線 3585)
3. 相談員 本会理事 板垣俊夫
本会理事 滝沢俊行
本会理事 酒井正
4. テーマ (1) 建設業・運輸業等の許可申請業務
(2) 外国人関係業務

以上ですが、相談員を希望される専門知識をお持ちの方を求めています。全くのボランティアですが、希望者は事務局までご連絡下さい。

お知らせ

急告!

法人建設業者の 最低資本金について

企画部長 酒井 正

平成8年3月31日までに最低資本金額を達成しない会社は解散したものとみなされます。

解散登記をされた清算を目的とする建設業者は建設業法上の営業を目的としないことから、建設業の許可を取り消されることとなります。

行政書士としては、関与先建設業者の資本金を確認し早めに増資又は組織変更の手続きを勧めなければなりません。

上記手続きが終了したら所轄支庁へ変更の内容に基づいた届出をする必要があります。

競争入札参加資格

申請の受け付け

＜出納局総務課＞

平成8年度に道が発注する工事・設計・製造・物品の購入などについての競争入札に参加を希望される方の資格審査の申請を受け付けます。

1 受付期間

第1回 平成8年1月16日(火)～1月25日(木)

第2回 平成8年2月6日(火)～2月15日(木)

2 受付場所

(1)道内に主たる営業所がある方

その所在地を管轄する支庁の会計課(印刷物の製造、物品の購入で申請する方のうち、主な営業所が札幌市にある方は、道庁出納局物品管理課)またはその他道庁関係課

(2)道外に主たる営業所がある方

道庁土木部管理課、出納局物品管理課または

その他道庁関係課

3 問い合わせ先

道庁土木部管理課(内線28-167)、出納局物品管理課(内線32-285)または支庁会計課

建設業許可申請の手引

(新規・更新・変更届)

の改訂版が発行されました

この度の「建設業法の一部を改正する法律」の公布や施行令、省令が改正されたのを機会に、従前発行の「建設業許可申請の手引」の改訂版として発行されました。

★購入希望される方は、北海道行政書士会にお申し込み下さい。

◇

監修 北海道土木部管理課

建設業許可申請の手引(新規・更新・変更届)

昭和51年6月1日初版

昭和52年6月1日再版

平成7年10月20日一部改訂版

頒価 1,900円

送料 実費

発行 社団法人 北海道土木協会

060 札幌市中央区北4条西4丁目ニュー札幌ビル5F
TEL (011)代表 271-3681



さっぽろ時計台

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7.11.20	会報（第211号）編集会議	14:30～17:00	本会会議室
7.12.7	会報（第212号）編集会議	14:30～17:00	同 上
7.12.8	全道車庫証明研修会	15:00～18:00	ホテルアカシヤ
7.12.8	行政書士登録調査委員会	13:30～16:00	本会会議室

＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
宗 谷	7.11.16	稚内公共職業安定所	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険取得・喪失の手続きについて ・雇用保険適用業務について ・特例一時金の受給及び不正防止について ・通年雇用奨励金及び冬期雇用安定奨励金について 	稚内公共職業安定所 雇用保険課 主 任 小玉 幸広	(14) 7	一般
日 高	7.11.24 25	登別秋吉ホテル	・行政書士にかかる諸問題について	本会会長 日向寺正幸	(21) 11	一般

「年計報告」提出のお願い

平成7年の取扱い業務にかかる「年計報告」の用紙を同封いたしましたので、3月31日までに提出してください。

ただし、平成7年中に入会した会員は提出する必要がありません。

「年計報告」は法改正等に際して、行政書士の職域確保のための重要な資料となります。

行政書士が扱っている業務量を把握するのは、皆さんが提出する「年計報告」によることよりほかできません。

本会会則第85条の規定では、「会員は、毎年1月から12月までの間に処理した事件につき、翌年3

月末日までに、規程で定める様式により年計報告を提出しなければならない。」となっています。

事務局の年末・年始休みの

お知らせ

★年 末 12月29日（金）から休業

★年 始 1月4日（木）から始業

よろしくご申し上げます。

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
網 走	3,584	高山 良樹	7.11.30

〈投稿募集〉

●伝言板

皆様の中で趣味のサークル、同好会、各種研究会などで同好の士を募集している方。

●ひとこと

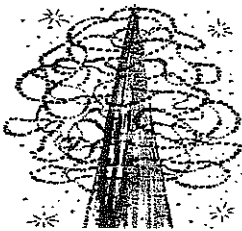
本会及び本誌に対するご意見、ご批判、希望される企画などなんでも（200字以内）。

●譲ります・譲ってください

書籍、事務用品などの交換や売買情報（なお、交渉に関して編集部は関与しませんので、ご当人同士の責任でお願い致します）。

※以上のご投稿などは、会の名称、内容、会員番号、住所、氏名、連絡先（TEL、FAX）などを記入の上、本会編集部宛にはがき又はFAXでお申し込み下さい。なお、内容によっては掲載できない場合もありますのでご了承下さい。

表紙のことは



「さっぽろ雪まつり」 大通り会場

最後の紹介となりましたが、終り良ければ全て良しとならん事を願い、札幌の典型的なビューポイント・大通り公園の眺望をとりあげました。四季を通じて、市民や観光客にこれほど愛されている公園は他に類を見ないのではないのでしょうか。恋人が集い、仕事の合い間の休憩にサラリーマン諸氏がいて、巨大な緑の喫茶店のようです。この地に止まり、行政手続法について思索を深めている行政書士の方もいるかも知れませんね。

編集後記



◆ハッピー、ハッピー、ニューイヤー!!

えーい、こうなったら、はっきり言おう。今年こそはーッ。え？ ないしょ、ないしょ。1年の計は元旦にあり。毎年毎年同じことを願をかけたけど。ねえー、神様、まだ私の番が来ませんか？ 私の書類が後回しになってませんか？ 不服申立てするぞーッ。今のは、オフレコで……。そういえば、去年もこんなこと言ってたなあ。時は過ぎれど、我進歩なし。

＊

◆昨年は、正月そうそう大きな事件が起こったけど、今年は本当に平穏にと願う今日この頃です。でも、今年も厳しい年になりそうな予感が……。いや、弱音ははかないぞ、ぼくは行政書士なんだから。悪に敢然と立ち向かう男の中の男、男の中の女が行政書士だぁー！ 行政書士は地球を救うえ？ 言い過ぎじゃないかって？ いいじゃない、今日だけは……。

＊

◆新編集員会となり、永年我々を陰で支えてくれた加地さんが退職され、新たに山田さんが新メンバーに加わった。やっとチームワークがとれて来て、鉄壁のオフフェンス陣が完成して、これからが我々の真価が発揮される時代である！ 新しいアイデアが湯水のように湧いて湧いて、アップ、アップ。～溺れそう！……ん？……なあんだ～、イツ・ア・ドリーム。アイ・アム「ボンジン」。

— 平成の風来坊 —

新年ごあいさつ

日政連北海道支部長 日向寺 正 幸

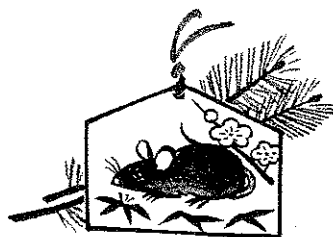
会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

先ず年頭に当り、昨年中のご協力に対し、深く感謝を申しあげます。お蔭様で日政連に対する会費も順調に納めることができ、かつては肩身の狭い思いをしましたが、現在は他支部と肩を並べ胸を張って活動することができるようになりました。又特筆すべきことは、昨年度、日政連の定期大会では、当支部から佐藤良雄副支部長を議長に推挙し辣腕をふるって戴き、又役員改選では、同氏を日政連の副会長に推挙することができ、広報部担当としてその敏腕を高く評価されているところであり、当支部としては大きな誇りであると同時に、今まで以上に支部活動の充実を期さなければならぬと痛感するものであります。従って今後の活動にあたっては、会員皆様の今まで以上のご理解とご協力が必要でありますので、何卒よろしく御願い申しあげます。

申すまでもなく、日政連と日行連は車の両

輪の如く連係を密にしながら、共通の目的のために活動するものであって、全会員が参加し、全員が等しく恩恵を受ける仕組みになっているものであります。現実には程遠い状況であり、いつも申しておりますが、全員参加を目標に今年も頑張りたいと思います。一人が100歩前進するよりも、100人が一歩前進することを願ってやみません。

年頭にあたり、皆様のご健勝ご多幸を祈念いたすととも今年も暖かいご支援ご協力を切に御願い申しあげまして、ごあいさついたします。



'96.1. 第212号 平成8年1月1日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 酒井 正
編集委員 河上 隆
編集委員 成田 義晃
編集委員 芳賀 啓寿
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138
郵便番号 060
取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北 海 道 銀 行 本 店(当 19116)
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
札 幌 銀 行 本 店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番